

大同大学同窓会役員選出に係る申し合わせ

大同大学同窓会(以下「本会」という。)会則第 17 条による役員を選出に関してはこの申し合わせの定めるところによる。なお、評議員会において役員推薦の経緯について説明し意見を求め、総会にて選任する。

第 1 条 会長候補者および副会長候補者は、理事会において審議し推薦者を指名する。

2 会長候補者および副会長候補者は次のとおりとする。

(1) 人物健康に優れ、大同大学同窓会会員(以下「会員」という。)として規範となること。

(2) 本会活動に精通していること。

(3) 大学行事に理解を示し、良好な関係を構築できること。

(4) 副会長 3 名のうち 1 名は、学校法人大同学園(以下「学園」という。)に勤務する正会員より推薦することが望ましい。

第 2 条 顧問候補者は、理事会において審議し推薦者を指名する。

第 3 条 理事候補者は、会長および副会長による合議により推薦者を指名する。

2 理事候補者は次のとおりとする。

(1) 人物健康に優れ、会員として規範となること。

(2) 本会活動に精通していること。

(3) 評議員経験者であることが望ましい。

第 4 条 幹事候補者は、学園に勤務する正会員とし、会長および副会長による合議により推薦者を指名する。

2 本会会則第 26 条 2 の理事会構成員数については、幹事推薦者数で調整する。

第 5 条 支部・部会連絡協議会代表(以下「協議会代表」という。)は、会長および副会長による合議により推薦者を指名する。

(1) 協議会代表は、支部代表と部会代表の各 1 名の推薦者を指名する。

(2) 支部代表候補者は、あいち支部長とすることが望ましい。

第 7 条 評議員長候補者は、自薦他薦を問わず公募とする。

応募の条件は次のとおりとする。

(1) 人物健康に優れ、会員として規範となること。

(2) 本会活動に精通していること。

(3) 評議員経験者であること。

2 評議員長候補者は、評議員会において審議し推薦者を指名する。

第 9 条 評議員候補者は、自薦他薦を問わず公募とする。

応募の条件は次のとおりとする。

(1) 人物健康に優れ、会員として規範となること。

(2) 本会の目的および事業を理解できること。

(3) 本会活動に積極的に参画できること。

2 評議員候補者は、評議員会において審議し推薦者を指名する。

第 10 条 会計監査候補者は、自薦他薦を問わず公募とする。

応募の条件は次のとおりとする。

(1) 本会活動に精通していること。

(2) 評議員経験者であることが望ましい。

第 11 条 事務局は、役員推薦にかかる準備を本申し合わせに従い、任期最終年度に速やかに行う。

(附則)

第 1 条 この申し合わせは、平成 30 年 5 月 26 日から施行する。(制定)